

## 職員配置等に関する基準

### 1 職員の配置等について

職員の配置については、「岐阜市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「岐阜市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「岐阜市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「岐阜市地域生活支援事業の事業者登録に関する基準を定める要綱」に定める必要な職員を配置してください。

市が現在のサービス水準を維持するために必要だと考えている職員配置数は、次に表で示す職員配置数と同等のものです。

申請者は、この職員配置数を参考にサービスを維持・向上させるために必要な職員を配置してください。

#### (1) サービス水準を維持するための標準となる職員配置数

＜第二恵光職員配置＞

職種	常勤換算 後の人数 (人)	参考（内訳例）			
		常勤職員（実数）		非常勤職員（実数）	
		専従	兼務	専従	兼務
(施設入所支援)					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
生活支援員	26.5		20		9
栄養士	0.7				1
(生活介護)					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	1.4				2
生活支援員	26.5		20		9
(短期入所)					
管理者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	1.4				2
生活支援員	26.5		20		9
(日中一時支援)					
管理者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	1.4				2
生活支援員	26.5		20		9

※非常勤職員の内訳

生活支援員 (週28.75時間×8名 週25時間×1名)

看護師 (週28.75時間×2名)

栄養士 (週28.75時間×1名) 第三恵光と兼務

※その他必要な職員を配置してください。(令和2年度実績:施設全体で常勤兼務の事務員2名配置)

<第三恵光職員配置>

職種	常勤換算 後の人数 (人)	参考(内訳例)			
		常勤職員(実数)		非常勤職員(実数)	
		専従	兼務	専従	兼務
(施設入所支援)					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
生活支援員	16.5		13		5
栄養士	0.7				1
(生活介護)					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	0.7				1
生活支援員	16.5		13		5
(短期入所)					
管理者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	0.7				1
生活支援員	16.5		13		5
(日中一時支援)					
管理者	1		1		
医師	0.1				1
看護職員	0.7				1
生活支援員	16.5		13		5

※非常勤職員の内訳

生活支援員 (週28.75時間×4名 週25時間×1名)

看護師 (週28.75時間×1名)

栄養士 (週28.75時間×1名) 第二恵光と兼務

※その他必要な職員を配置してください。(令和2年度実績:施設全体で常勤兼務の事務員2名配置)

＜ワークス恵光職員配置＞

職種	常勤換算 後の人数 (人)	参考（内訳例）			
		常勤職員（実数）		非常勤職員（実数）	
		専従	兼務	専従	兼務
（就労継続支援B型）					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1	1			
生活支援員	1.4			2	
職業指導員	2.2	1		2	

※非常勤職員の内訳（週28.75時間 2人、週25時間 2人）

※その他必要な職員を配置してください。（令和2年度実績：施設全体で常勤兼務の事務員2名配置）

＜ケアホーム恵光職員配置＞

職種	常勤換算 後の人数 (人)	参考（内訳例）			
		常勤職員（実数）		非常勤職員（実数）	
		専従	兼務	専従	兼務
（共同生活援助）					
管理者	1		1		
サービス管理責任者	1	1			
世話人	4			8	
生活支援員	3.6			6	

※非常勤職員（世話人）の内訳（週21時間 8人）

非常勤職員（生活支援員）の内訳（週28.75時間 4人、週15時間 1人、週10時間 1人）

※その他必要な職員を配置してください。（令和2年度実績：施設全体で常勤兼務の事務員2名配置）

（2）職員を配置する上での留意事項

ア 生活支援員の配置に当たっては、次のことに留意してください。

- 施設入所支援における夜間及び深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）については、各事業所に最低2名の夜勤職員（宿直は不可）を配置し、夜間支援の充実及び緊急時にも対応できるよう体制を整えてください。
- 入所利用者及び通所利用者に対し、障がい程度や障がい特性に応じて、創造的活動、生産活動及び身体機能や生活能力の向上を目的としたサービスを提供するために必要な職員を配置してください。
- 短期入所・日中一時支援事業、ボランティア及び実習生等の受入調整が十分できる職員数を確保してください。

イ 職員の配置については、同性介助に配慮するなど、利用者の支援が充分に行えるようにしてください。

ウ 強度行動障がいのある利用者への個別の配慮ができる職員数を確保してください。また、強度行動障がいのある障がい者の受け入れ及び支援について、強度行動障がい支援

者養成研修修了者を配置するなど受け入れ態勢を整えた上で、積極的に実施してください。

(参考) 重度障害者支援加算対象利用者（令和2年4月1日時点）

- ・第二恵光 18人
- ・第三恵光 19人

エ 質の高い専門的な支援を確保していくために、外部・内部の研修会に積極的に参加してください。

(参考) 令和元年度外部研修受講歴

- ・新規採用職員研修（県福祉事業団）
- ・支援者養成研修 高齢知的障がい者支援コース（国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園）
- ・強度行動障がい支援者養成研修 共通・実践（岐阜県）
- ・発達障がい支援スーパーバイザー養成研修 ベーシック・集合研修（日本自閉症協会）
- ・その他、知的障害者支援協会が開催する各種研修会 等